

総 行 行 第 72 号
平成30年3月29日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

} 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)
総務省自治行政局市町村課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の公布について（通知）

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第13号）は、本日公布され、下記第2に掲げる日から施行されることとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 住民監査請求に係る職員措置請求書様式等の改正

地方自治法施行規則別記様式に規定される職員措置請求書様式、条例制定（改廃）請求書様式及び事務監査請求書様式並びに市町村の合併の特例に関する法律施行規則に規定される合併協議会設置請求書様式、投票実施請求書様式、合併協議会設置同一請求書様式及び合併特例区の長に関する措置請求書様式について、職業の記載を削除すること。

2 施行期日

改正令は、平成30年4月1日から施行するものとされたこと。